

学生支援に関する方針

豊田工業大学は、大学の理念・目的、人材育成の目的を達成するために、すべての在學生における初年次から卒業に至るまでの各段階での成長を促すことを目的とし、学生個々の意欲に基づくさまざまな支援を行うものとする。

1. 修学及び学生生活の支援

- (1) 修学及び学生生活に関する問題、特に心身の悩みごとを抱える学生への相談に応じ、学生委員会等が中心となり、関係するアカデミックアドバイザー、指導教員、事務局、学生支援センター、保健室が一体となり支援する。
- (2) 成績不振、留年、休学等、学業の継続に困難を抱える学生を適宜把握し、その支援を適切に実施する。
- (3) 学習意欲がありながら、経済的事情により就学の継続が困難な学生に対しては、大学独自の奨学金制度（貸与・給付）及び学外の奨学金の紹介等を行い、学修の継続を支援する。
- (4) 学生生活を通じて主体性・自主性を養うべく、同好会活動等の正課外活動に対して、経済的側面を含めた支援を適宜行う。
- (5) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の基本理念に基づき障がいのある学生に対しては、合理的配慮に基づく支援を学生支援センターが中心となり、アカデミックアドバイザーや指導教員、関係する事務局と連携をとりながら相談機能と体制を整備する。合理的配慮とは、障がいのある学生が、本学において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ、本学の教育目標の達成を妨げないもの、及び、体制面、財政面において、均衡を失ったり、過度の負担とならないものをいう。

2. 進路支援

- (1) 学生の進路選択を支援するために、学生支援センターが中心となり、アカデミックアドバイザーや指導教員と連携をとりながら相談機能と体制を整備する。また、学生に対して必要な各種ガイダンスを実施する。
- (2) 学生個人の進路選択や就職活動に必要な自己分析、企業研究、面接指導などのサポートも学生支援センターが中心となり実施する。

2022 年 1 月 24 日 策定

2023 年 4 月 1 日 改正

2023 年 6 月 1 日 改正